

相 談 事 例

ID：03-01-033

相談タイトル

賃貸借契約の中途解約について

Q：ご相談内容

都内に進学した子息のために契約したアパート。普通借家契約（2年間）だが家賃は年払い（先払い）しており、契約書にも「中途解約の場合は家賃の返金は出来ない」旨の記載がある。新型コロナ感染拡大の関係で、ほぼリモート授業のため借りた住宅には住んでおらず、賃貸借契約を解約しようと思っているが、家賃は返金されないのか。管理会社は入っておらず家主との直接契約。

A：回答

契約書に、中途解約の場合の納入家賃の取扱いが記載されているため、交渉の範囲になると考えます。新型コロナ感染拡大という今回の事情を家主に伝え、返金についての交渉をしてみることにしたいと思います。